

京都市告示第 390 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 15 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 府 道

供用開始の期日 平成 20 年 12 月 18 日 午後 3 時

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
水垂上桂線	南区久世築山町366番地地先から	旧	メートル 220.00	メートル 5.05 ~ 5.90
	同町330番地地先まで	新	220.00	6.00 ~ 15.00

(建設局土木管理部道路明示課)